

資格取得補助金

	Q.質問	A.回答
1	パートタイムの介護職員は対象となりますか。	対象となります。
2	令和8年4月1日より前に、受講料を支払い、受講は令和8年6月である場合、対象となりますか。	令和8年4月1日以降の修了日であれば対象となります。
3	研修修了時は市内事業所に勤務していたが、現在は市外事業所で就労してます。対象となりますか。	対象ではありません。引き続き同事業所に就労している人を対象とします。
4	研修修了時は市内事業所に勤務していたが、退職予定です。対象となりますか。	対象ではありません。引き続き同事業所に就労している人を対象とします。
5	通学した場合の交通費や宿泊費は対象となりますか。	対象ではありません。
6	受講料分割払いの手数料は対象となりますか。	対象ではありません。
7	研修費の領収書を紛失した場合は申請できませんか。	できません。領収書の再発行か、再発行ができない場合は支払い証明書等の交付を依頼してください。
8	国家試験の受験費用は対象となりますか。	対象ではありません。
9	事業所から受講費の補助を受けましたが、その補助と併用できますか。	併用できます。勤務する介護事業所等を運営する法人から補助等を受けた場合はその金額を対象経費から除きます。
10	研修修了したときとはいつですか。	研修実施事業所が発行する修了証明書に記載される日です。
11	補助の上限額はありますか。	あります。1人、10万円／年度を限度とし、1研修に1回の補助とします。
12	申請の期限はありますか。	あります。研修を修了してから、6か月以内に申請してください。ただし、予算の範囲内で補助金を交付しますので、要件を満たした場合は早めに申請してください。